
大洲市トンネル個別施設計画



河内トンネル

令和 6 年 12 月

大洲市建設部建設課

第 1 章 トンネルの現状

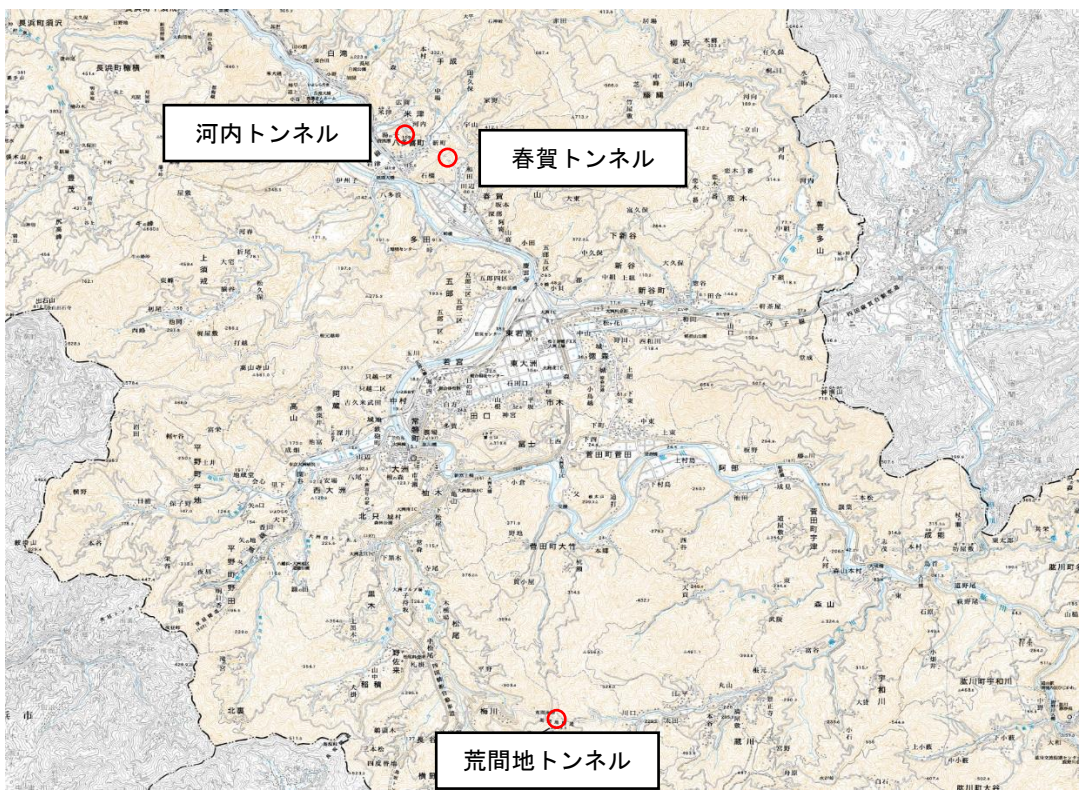
1 大洲市が管理するトンネルの現状と課題

本市が市道として管理するトンネルは、令和 6 年 3 月現在 3 基のトンネル、総延長 1,213m があります。

令和 4 年度及び令和 5 年度に点検を行った結果、すべて「健全性Ⅱ」となりました。令和 4 年度に点検した春賀トンネルの照明配管取付金具に腐食を確認しましたので、令和 5 年度以降に修繕します。

トンネル名	路線名	延長 (m)	施工年	経過年数
荒間地トンネル	蔵川梅川線	856m	1981 年	43 年
春賀トンネル	春賀河内線	145m	1987 年	37 年
河内トンネル	春賀河内線	212m	1918 年	106 年
総延長		1,213m		

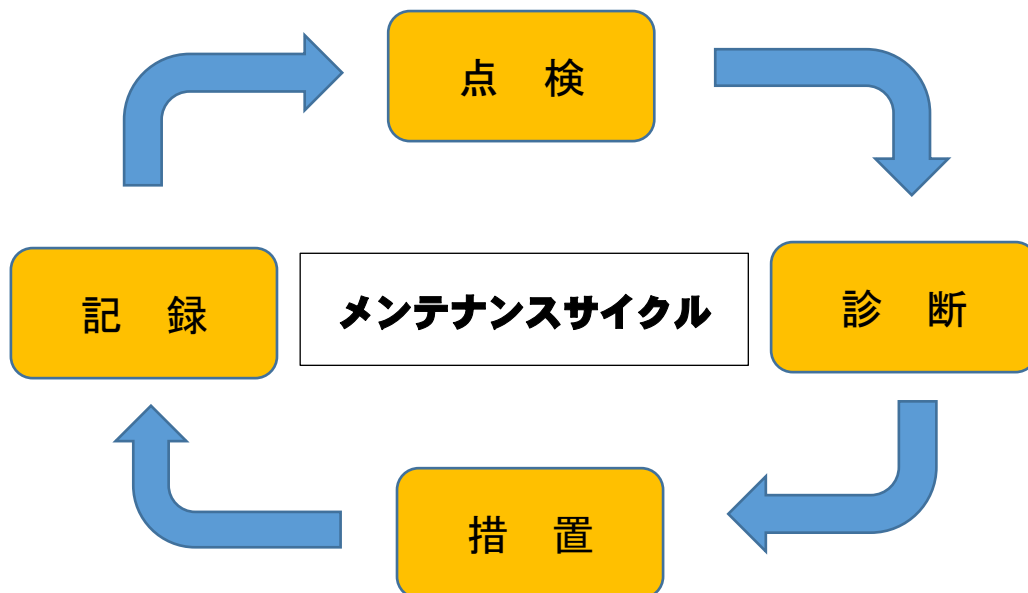
トンネル箇所図



2 メンテナンスサイクルの基本的な考え方

2-1 基本方針

トンネルの老朽化対策の本格実施にあたり「点検」→「診断」→「措置」→「記録」というメンテナンスサイクルを着実に回し、適切な維持管理に努めていきます。



2-2 点検方法・点検頻度

トンネルの健全度を把握するために、定期点検はおおむね5年に1回の頻度で大洲市が管理する3基のトンネルに対して行うこととします。また、損傷の発生状況や施設の状態に応じて、点検の頻度を見直します。

表-定期点検結果の対策区分の判定

区 分		状 態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

第2章 計画期間

今後、実施する維持管理は、適切な時期に適切な修繕を実施するため、計画的な維持管理に転換するとともに、施設の長寿命化による維持管理・更新費用の縮減が重要です。

計画期間は、5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかになるよう10年とします。また、計画については点検結果等を踏まえ、適宜、更新します。

第3章 対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

また、対策箇所の優先順位については、路線の重要性やトンネルの変状の状況による判定区分などを踏まえて実施します。

第4章 施設の状態

大洲市で管理する3基のトンネルは令和4年度及び令和5年度に点検を実施し、その結果は以下となります。

トンネル名	判定	主な内容
荒間地トンネル	Ⅱ	目地部、ひび割れ部分からの漏水があり、一部浮き・劣化・欠損箇所が認められるが緊急性を伴う変状ではない。
春賀トンネル	Ⅱ	目地部、ひび割れ部分からの漏水があり、一部浮き・劣化・欠損箇所が認められるが緊急性を伴う変状ではない。 一部、照明配管の取付金具に腐食を確認しましたが、令和5年度以降に修繕します。
河内トンネル	Ⅱ	目地部、ひび割れ部分からの漏水があるが、緊急性を伴う変状はない。

第5章 対策内容と実施時期、対策費用及び基本方針

1 対策内容と実施時期、対策費用

2022 年及び 2023 年の点検結果から、大洲市が管理するトンネルは、いずれも予防保全段階の状態であるため、経過を観察することとします。

また現状、早期に対策が必要なものはないため、今後の対策及び主な内容は以下の通りです。

トンネル名	対策年度及び対策費用（百万円）								
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
荒間地トンネル				点検・修繕 (10)					点検 (9)
春賀トンネル									
河内トンネル					点検 (2)				

2 老朽化対策における基本方針（今後の維持管理）

今後は、道路法による定期点検（5 年に 1 回）を行ったうえでトンネルの健全性を確保するとともに、健全度がⅢ以上として判定されたトンネルについては、速やかな対策に着手します。

また、健全度Ⅲ以上に判定されたトンネルの修繕完了後は、健全度Ⅱのトンネルを対象に予防保全的な修繕を行います。

第6章 今後の取り組み

6.1 新技術の導入・活用に関する方針

当市が管理する全 3 箇所のトンネル点検を実施するにあたり、今後は、技術開発の動向を把握し、令和 8 年度までに費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新点検支援技術等の活用や、修繕における新材料や新工法の活用の検討を行うとともに、点検若しくは修繕等の費用約 200 万円のコスト縮減に努めます。

6.2 費用の縮減に関する方針

大洲市で管理しているトンネルは全て主要な生活道路にあり、現時点で集約化・撤去の対象となるものではありません。また、令和 8 年度までに、補修における新材料や新工法の活用をすることで、将来の維持管理に係る修繕等の費用における約 200 万円のコスト縮減に努めます。また、将来の維持管理に係る修繕等の費用縮減を目指します。